令和6年度

春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

春日井市教育委員会

[目 次]

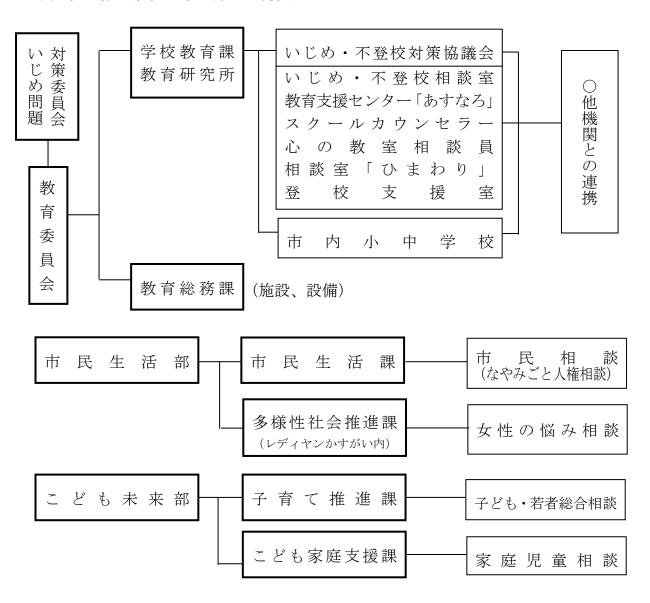
1		いじめ・	不登校対策事業の概要	
	(1)	組織		1
	(2)	活動内容	······	2
2		いじめ問	問題対策委員会	
	(1)	春日井市	iいじめ問題対策委員会規則	5
	(2)	事業報告	<u>-</u> 1	6
3		いじめ・	不登校対策協議会	
	(1)	春日井市	iいじめ・不登校対策協議会設置要綱	7
	(2)	事業報告	-	9
4		いじめ・	不登校相談室	
	(1)	春日井市	iいじめ・不登校相談室設置要領	1 1
	(2)	不登校相]談の状況	1 2
	(3)	いじめ相]談の状況	1 4
	(4)	いじめ・	不登校相談室から	1 8
5	į	教育支援	長センターあすなろ	
	(1)	春日井市	う教育支援センターあすなろ事業実施要綱	1 9
	(2)	春日井市	T教育支援センターあすなろの概要 ······	2 1

(3) 春日井市教育支援センターあすなろ通級状況	2 4
(4) あすなろ相談・連絡会の実施状況	2 5
(5) あすなろ教室だより	26
(6) 春日井市教育支援センターあすなろから	38
6 スクールカウンセラ一巡回	
(1) 春日井市スクールカウンセラー巡回事業実施要綱	3 9
(2) スクールカウンセラー相談件数	4 0
(3) スクールカウンセラーの声	4 1
7 心の教室相談員	
(1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要	4 2
(2) 心の教室相談件数	4 2
8 保護者と学校のかけはし事業	
(1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱	4 3
(2) スクールソーシャルワーカー支援件数	4 4
9 教育相談等一覧	4 6

1 いじめ・不登校対策事業の概要

いじめ・不登校など、児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき課題であり、学校を始め関係機関においては、問題解決のためにさまざまな取り組みを行っています。 春日井市では、春日井市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を推進しています。教育委員会においては、いじめ・不登校対策協議会の開催、いじめ・不登校相談室での相談業務の実施及び教育支援センター「あすなろ」の開設、スクールカウンセラーや心の教室相談員の学校への配置、登校支援室の設置等、未然防止と早期発見に努めています。また、各学校においても学校長を中心に、いじめ・不登校対策委員会を設置して、いじめの発生防止と不登校児童生徒等の解決に取り組んでいます。

(1) 組 織(令和6年4月1日現在)



※ 他機関

愛知県児童相談センター(子ども家庭110番、親子のための相談LINE) 愛知県教育委員会(いじめ・不登校相談窓口、あいちこども相談)

愛知県総合教育センター (教育相談室)

愛知県精神保健福祉センター(あいちこころホットライン365、Eメール相 談)

愛知県警察少年サポートセンター(被害少年相談電話、ヤングテレホン、子ど も性被害110番)

(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団(教育相談「こころの電話」)

名古屋法務局人権擁護部(こどもの人権110番)

(2) 活動内容

① 春日井市いじめ問題対策委員会

目 的 春日井市立小中学校のいじめに関する事項について調査及び審議を 行う。

委員 5名以内(大学教授、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士)

② 春日井市いじめ・不登校対策協議会

目 的 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ・不登校に関する諸問題を協 議し、発生防止及び早期発見等の対策を推進する。

委員 15名以内(医師、相談機関関係者、小中学校関係者、学校関係団体関係者、教育行政関係者、学識経験者)

③ いじめ・不登校相談室

目 的 いじめ・不登校児童生徒の指導、防止のあり方と家庭での指導方法 や不登校のさまざまな要因に関する児童生徒及び保護者からの相談に 応じることにより、児童生徒の生活や自立を援助し学校復帰を図る。 また、小中学校からのいじめ・不登校に関する相談に応じることによ り、問題の早期解決を図っている。

相談日 毎週月曜日~金曜日 午前9時~正午、午後1時~4時

相談員 常時1名。3名が交替で相談にあたり、気軽に相談できるようにしている。

※ 令和2年度より全中学校、令和4年度7月より全小学校で、いじめ 匿名連絡サイト「スクールサイン」を導入し、いじめの早期発見、 対応に取り組んでいる。

④ 春日井市教育支援センターあすなろ

目 的 春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で、何らかの心理的理由に

より登校できない児童生徒とその保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する。

開設日 毎週月曜日~金曜日(学校の休業日は除く。)

午前9時~午後3時

指導者 専任指導員 4名

相談員 カウンセラー 1名(非常勤で月2回)

⑤ スクールカウンセラー

目 的 いじめや問題行動、不登校児童生徒の悩み等に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者が定期的に小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な指導助言を行い、もって健全な育成に資することを目的とする。

相談日 原則、月2回7時間以内 午前9時~午後5時

相談員 カウンセラー 11名。派遣する各小中学校において学校と連携を とり、実態に応じた対応をする。

⑥ 心の教室相談員

相談日 週2~3回、1回当たり4~6時間で、週12時間程度

※ 柏原小、大手小、松山小の計3校において、週5日、週29時間 の相談日で実施

味美小、勝川小、春日井小、篠木小、坂下小、高座小、不二小、丸 田小の計8校において、週20~25時間の相談時間で実施

相談員 39名(篠木小と大手小は2名による複数配置) 小学校の子どもの話し相手となり、ストレスを和らげ、安らぎを感じさせる第三者的な立場となり得る者

⑦ 相談室「ひまわり」

目 的 発達障がいを有すると思われる春日井市立小中学校の児童生徒及び 保護者からの相談に専門的な相談員が応じることにより、当該児童生 徒の学校生活や学習についての改善を図ることを目的とする。

相談日 月4回。相談員との日程調整により教育委員会が決定

相談時間 午後1時30分~午後5時15分

(月1回 月曜日 午前9時~正午)

相談員 専門的資格を有する者

⑧ 登校支援室

目 的 初期対応、未然防止目的に令和4年度から15中学校に登校支援室 を設置し、さまざまな支援を行う。

開設日 月曜日~金曜日

⑨ 学校におけるいじめ不登校対策

学校長を中心に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発生防止及び不登校児童生徒の解決に取り組んでいる。

① メタバースを活用したオンライン不登校支援

年間登校日数が10日以下など、引きこもり傾向のある児童生徒について、認定特定非営利活動法人カタリバへの業務委託により、メタバースを活用したオンライン不登校支援を実施する。

2 いじめ問題対策委員会

(1) 春日井市いじめ問題対策委員会規則

①春日井市いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例(平成27年春日井市条例第2号)第4条の規定に基づき、春日井市いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、教育、法律、心理その他のいじめに関する優れた識見 を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の特例)

- 第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録(春日井市情報公開条例(平成12年春日井市条例第40号)第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。)を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と、同条第4項中「会議に関係者の出席を求め、」とあるのは「関係者の」と読み替えるものとする。

(令4教委規則1・追加)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(令4教委規則1・旧第6条繰下)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

(令4教委規則1・旧第7条繰下)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 事業報告

- ① 第1回いじめ問題対策委員会開催
 - 実施日 令和6年11月19日(火)
 - 内 容 ・「春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き」 及び「春日井市いじめ防止基本方針」の改訂について
- ② 第2回いじめ問題対策委員会開催
 - 実施日 令和7年3月5日(水)
 - 内 容 ・「春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き」の 改訂について
 - ・春日井市のいじめの現状及び対策について

3 いじめ・不登校対策協議会

- (1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱
 - ① 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ及び不登校問題対策を推進するため、 春日井市いじめ・不登校対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (事業)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) いじめ及び不登校の実態把握及び分析に関すること。
 - (2) いじめ及び不登校問題児に対する指導体制の整備に関すること。
 - (3) いじめ及び不登校問題発生防止のための学校環境の見直しに関すること。
 - (4) 家庭及び地域との連携に関すること。
 - (5) その他いじめ及び不登校問題対策を推進するために必要な事業 (委員)
- 第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。
 - (1) 医師
 - (2) 相談機関関係者
 - (3) 小中学校関係者
 - (4) 学校関係団体関係者
 - (5) 教育行政関係者
 - (6) 学識経験者

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代 理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

- 第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則
 - この要綱は、平成7年5月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

② 令和6年度春日井市いじめ・不登校対策協議会委員名簿(順不同)

	氏 名	役職名
会 長	願興寺 礼子	中部大学人文学部心理学科教授
副会長	伊藤 治彦	春日井市教育支援センター「あすなろ」指導員
委 員	山口 力	春日井市スクールカウンセラー スーパーバイザー
委 員	 窪野 明子	春日井警察署生活安全課少年係係長
委員	横井 隆一	愛知県教育委員会尾張教育事務所家庭教育 コーディネーター
委員	神戸 研人	春日井市小中学校PTA連絡協議会会長
委 員	古賀 治	春日井市小中学校PTA連絡協議会
委 員	野見山 日向	名古屋法務局春日井支局民事専門官
委 員	吉田 眞	春日井市いじめ・不登校相談室相談員
委員	安藤透	登校支援室指導員
委員	伊藤 仁	登校支援室指導員
委員	今井 裕次	いじめ・不登校対策部会会長 (柏原中学校長)
委員	原田 宗敏	いじめ・不登校対策部会副会長 (岩成台小学校長)
委 員	酒井 はるみ	春日井市立小中学校養護教諭会代表 (西部中学校主任養護教諭)

(2) 事業報告

- ① 令和6年度いじめ・不登校対策協議会事業
 - ア 関係機関との連携協力による教育活動

相談機関との連絡会

- ○いじめ・不登校相談室、教育支援センター、家庭教育コーディネーター、 登校支援室、関係機関との情報交換
- イ 春日井市教職員研修委員会、校内現職教育による教員研修
 - (ア) いじめ・不登校事例研究会
 - 実施日 令和6年9月6日(金)
 - 内 容 不登校対策として事例検討を通じてアセスメントと支援 策について県 SC と SSW とともに検討し、今後の取り組 みに生かす。
 - 参加者 教員26名
 - (イ) いじめ・不登校をテーマにした教育講演会
 - 実施日 令和6年11月8日(金)
 - 講 師 山口 力 氏 (春日井市スクールカウンセラースーパーバイザー)
 - 演 題 「『自分を信じる力』を育む教育相談・生徒指導」
 - 参加者 教員65名
 - (ウ) いじめ対応向上研修会
 - 実施日 令和7年1月10日(金)
 - テーマ 子どもたちが行きたくなる、安心・安全な学校にするために
 - 受講者 教員53名
 - (エ) 校内現職教育における研修
 - (オ) 校内いじめ・不登校対策委員会の定期的開催
- ② 小・中学校へのスクールカウンセラー・心の教室相談員の派遣について ア スクールカウンセラー

11名のスクールカウンセラーを派遣要望のあった小中学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリングと教育活動への支援・助言を行った。

- (ア)派遣校数 小学校:30校 中学校:14校 小中学校で同じカウンセラーとなるよう配置の整備をした。
- (イ) 相談時間 各校年間70時間~100時間 (配置換えのためカウンセリングの継続のための時間を設定した)
- (ウ) 支援活動 校内現職教育研修会での講師、いじめ・不登校対策委員会委員として参加

イ 心の教室相談員

市内37校の小学校に配置し、児童の悩み相談、話し相手として相談活動の充実と学校の教育活動への支援を行った。

(ア) 配置体制

心の教室相談員:週12時間程度

- ※ 柏原小学校、大手小学校、松山小学校において、週25時間~週30時間程度(大手小学校については複数配置)
- ※ 味美小学校、勝川小学校、春日井小学校、篠木小学校、坂下小学校、高 座小学校、不二小学校、丸田小学校において、週20~25時間程度(篠 木小学校については複数配置)
- (4) 相談内容

友人関係、家庭、学校、いじめ、不登校

(ウ) 支援活動 別室登校の児童の相談、学校の教育活動支援

③ 登校支援室

新たな不登校者をつくらない初期対応や学校内での安心できる居場所づくりを重点的なねらいとして、市内15中学校に登校支援室を設置した。

○支援方法

多角的で重層的な生徒理解から適切な支援につなげるためにPDCAサイクルを生かしたチーム支援を行う。

- ・設置校の教員による教科指導の実施
- 校内外の連携役としてコーディネーターの配置
- ・ 登校支援室協力員を配置
- ・登校支援室指導員による巡回支援
- ④ 相談室「ひまわり」(臨床心理士2名、小児科医2名による発達障がい相談) 教育研究所相談室(月3回午後) 藤山台中学校カウンセリングルーム(月1回午前中)

⑤ 令和6年度事業

ア メタバースを活用したオンライン不登校支援

〇引きこもり傾向にある児童生徒について、認定特定非営利活動法人カタリバへの業務委託により、メタバースを活用したオンライン不登校支援を令和6年度より本格的に実施した。利用児童生徒の活動状況を学校と共有した。利用人数:15人

イ 県事業「スクールカウンセラー派遣事業」(継続)

○市内全小中学校に派遣(尾東小中学校は除く)。ただし、小学校は7名のスクールカウンセラーがそれぞれ3~4校を担当し、巡回で相談活動を行う拠点校方式。

4 いじめ・不登校相談室

(1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領

(設置)

1 本市の小学校及び中学校におけるいじめ・不登校児童生徒の支援・指導及び保護者からの相談に応じることにより、いじめ・不登校児童生徒の課題解決、自立を援助し学校復帰を図るため春日井市中央公民館内に春日井市いじめ・不登校相談室(以下「相談室」という。)を置く。

(事業)

- 2 相談室は、いじめ・不登校に関連する次に掲げる業務を行う。
 - (1) 児童生徒の相談及び支援・指導に関すること。
 - (2) 保護者の相談及び助言・指導に関すること。
 - (3) 市内小中学校の担当者への助言及び指導に関すること。
 - (4) 専門機関の紹介に関すること。
 - (5) その他いじめ・不登校相談の推進に関すること。

(開設日時)

- 3 相談室の開設日時は、次のとおりとする。
 - (1) 開設日 月曜日から金曜日。その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日までにあたるときを除く。
 - (2) 開設時間 午前9時から正午、午後1時から4時

(相談員の設置)

- 4 相談室にいじめ・不登校相談員(以下「相談員」という。)を置く。
 - (1) 相談員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - ア 各種相談業務に3年以上の経験を有するもの。
 - イ 学校の教諭として10年以上の経験を有するもの。
 - ウ いじめ・不登校等の生徒指導に3年以上の経験を有するもの。
 - エ 教育委員会が適任と認めるもの。

(相談員の勤務)

- 5 相談員は1日につき1名とし、勤務時間は1日につき6時間とする。 (相談員の解職)
 - 6 相談員としてふさわしくない行為があったときは、教育委員会はこれ を解職する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 不登校相談の状況

① 不登校の状況

区分	学校	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3 0 目	小学校	350人	4 1 8 人	451人
以 上 不	中学校	480人	610人	594人
登 校	計	830人	1,028人	1,045人
学:	小学校	63人	121人	132人
校 復 帰	中学校	1 1 4 人	171人	190人
者	計	177人	292人	3 2 2 人

② 不登校相談件数

区分	学 校	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相	小学校	125件	86件	43件
談件	中学校	5 8 件	100件	7 5 件
数	計	183件	186件	1 1 8 件

③ 年度別不登校相談状況

単位:件

<u> </u>							1				1		7-12	
区	学	男		令和4	4年度			令和 5	5年度			令和(6年度	
分	年	女	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計
		男		4		4		4		4	1			1
	1	女		3		3		4		4	1	3		1 3
	2	男	1	3		1		1 0		1 0	1	5		1
小		女		1		1	1	2		3		4		4
	3	男	7	1 0		1 7				-		1		
		女	1	1		2		2		2				
		男	1	3		4	1 1	3		1 4	5	4		9
学	4	女	2	3		5	2	1		3	1	2		3
		男	3	7		1 0	1 4	1		1 5	1	1		2
	5	女	3 0	6		3 6		5		5	4	1		5
	6	男	2 6	9		3 5		4		4	7			7
校		女	4	3		7	1 3	1 3		2 6	3	4		7
	計	男	3 8	3 3	0	7 1	2 5	2 2	0	4 7	1 5	6	0	2 1
		女	3 7	1 7	0	5 4	1 6	2 3	0	3 9	8	1 4	0	2 2
	1	男	2			2	8	1 0		1 8	2	1 5		1 7
中	1	女	2	8		1 0	2	4		6	3	5		8
	2	男	5	4		9		5		5	9	7		1 6
学		女	4	1 1		1 5	1	9		1 0	1	1		2
子	3	男	3	1 9		2 2	9	4 6		5 5		1 1		1 1
	J	女				0	4	2		6	1	2 0		2 1
校	計	男	10	23	0	3 3	1 7	6 1	0	7 8	1 1	3 3	0	4 4
	ΡΙ	女	6	1 9	0	2 5	7	1 5	0	2 2	5	2 6	0	3 1
		男	4 8	5 6	0	104	4 2	8 3	0	1 2 5	2 6	3 9	0	6 5
小口	中計	女	4 3	3 6	0	7 9	2 3	3 8	0	6 1	13	4 0	0	5 3
		計	9 1	9 2	0	183	6 5	1 2 1	0	186	3 9	7 9	0	1 1 8
7	その化	<u>h</u>	1 4	3	0	1 7	1 1	5	0	1 6	7	2 2	0	2 9
	言言	+	1 0 5	95	0	200	7 6	1 2 6	0	202	4 6	101	0	1 4 7

^{※「}その他」には、高校生、教員等を含みます。

(3) いじめ相談の状況

① いじめ相談件数

ア 面接、電話、訪問による相談

単位:件

学	男	今和4年度				令和 5	5年度			令和6	年度		
校	女	面接	部舗	訪問	計	面接	瑞士	訪問	計	面接	瑞士	訪問	計
小	男	1			1				0	1			1
小学校	女		3		3	1	3		4	2	2		4
校	計	1	3	0	4	1	3	0	4	3	2	0	5
中	男		1		1		2		2		6		6
中学校	女		5		5		3		3	1	6		7
校	計	0	6	0	6	0	5	0	5	1	1 2	0	1 3
その	つ他	1			1			·	0		·		0
合	計	2	9	0	1 1	1	8	0	9	4	1 4	0	18

イ いじめ匿名連絡サイトへの相談 単位:件

石 口	目状的疾	令和 5	年度	令和 6	年度
項目	具体的な内容	小学校	中学校	小学校	中学校
	一人でいる(含 不登校)	3	1 0	0	2
	友人間のトラブル	1 4	4	1 0	5
	悪口を言われる (言っている)	3 7	1 5	4 0	2 5
	いじわるをされる(する)	6 5	2 5	4 3	1 6
友人関係	部活内トラブル	0	2	0	3
	自傷行為、自殺等の心配	0	0	0	2
	SNS上のトラブル	1	1 7	2	5
	暴力を振るわれる	2 9	3	1 5	8
	その他 (元気がないなど)	5 9	2 5	3 4	1 6
	一人でいる(含 不登校)	0	0	0	0
	元気がない	0	0	0	0
自身の不安	自分の心配(含 自殺など)	2	1	1	4
	友人からの被害への心配	3 4	1	1 3	3
	家庭のこと	0	1	0	0
教師関係	指導の不満・信用問題	7 5	1 7	4 0	2 4
漠然とした不安	勉強・将来について	2	1	0	2
7.014	学校全体、学習について、漠然とし	6	2	7	5
その他	た不安など ※()内は対応不要	(51)	(9)	(13)	(9)
	合計	3 7 8	1 3 3	2 1 8	1 2 9

② 学校でのいじめ状況

② 学校	② 学校でのいじめ状況 単位:件									
区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
小学校	2 9 9	291	3 0 1							
中学校	106	1 2 8	1 1 5							
合 計	4 0 5	4 1 9	4 1 6							

③ 学校でのいじめ解消状況

単位:件

	令和 4	1年度	令和 5	5年度	令和6年度		
区分	解消して いるもの	現在指導中	解消して いるもの	現在指導中	解消して いるもの	現在指導中	
	V 3 0 V	1	V 3 0 V	ı	4 9 0 0	ı	
小学校	187	1 1 2	186	1 0 5	1 5 9	1 4 2	
中学校	6 7	3 9	7 0	5 8	5 6	5 9	
合 計	2 5 4	1 5 1	2 5 6	163	2 1 5	2 0 1	

④ 学校でのいじめの態様

単位:件

区 分 (複数回答可)		5年度	令和6年度		
区 刀 (後数回召刊)	小学校	中学校	小学校	中学校	
冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なこ とを言われる。	1 4 7	9 3	173	7 8	
仲間はずれ、集団による無視をされる。	4 4	1 7	2 6	1 4	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	8 9	2 1	6 8	3 2	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られた りする。	1 3	2	1 1	4	
金品をたかられる。	3	1	2	4	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1 5	5	1 7	1	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	3 4	9	3 4	8	
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。	1 4	1 7	1 8	1 0	
その他	2	3	5	1	
計	3 6 1	1 6 8	3 5 4	1 5 2	

⑤ 学校でのいじめ発見のきっかけ

単位:件

	区 八(海粉同饮不可)	令和 5	5年度	令和(6年度
	が発見	小学校	中学校	小学校	中学校
	担任の教師が発見	1 7	6	8 9	5
教	他の教師からの情報	1 2	2	8	4
職 昌	養護教諭からの情報	1	3	1	0
等	スクールカウンセラー・心の教室相談	0	0	4	2
がマシ	員等の外部の相談員らが発見		U	1	<i>Z</i>
光見	アンケート調査など学校の取組によっ	0		-1	1 [
	て発見	2	1 1	1	1 5
	当該児童生徒(本人)からの訴え	8 3	4 0	4 3	2 9
教情	本人の保護者からの訴え	108	4 5	109	4 0
戦報	本人以外の児童生徒からの情報	3 9	1 4	2 3	4
等よ	本人以外の保護者からの情報	2 5	3	2 2	9
以り	地域住民からの情報	0	2	0	0
か見	学校以外の関係機関(相談機関を含	0	0	4	5
50	む。)からの情報	U	О	4	Э
	その他 (匿名などの投書)	4	2	0	2
	≅ †	291	1 2 8	3 0 1	1 1 5

⑥ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

単位:件

9 子代に6317 るいしは202円庭に対する日市の4次		5年度	令和6年度		
区 分 (複数回答可)	小学校	中学校	小学校	中学校	
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で 共通理解を図った。	3 8	1 6	3 8	1 6	
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	3 8	1 6	3 8	1 6	
道徳や学級活動の時間に、いじめに関わる問題を取り 上げ、指導を行った。	3 8	1 6	3 8	1 6	
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした。	3 8	1 6	3 7	1 5	
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に 活用して教育相談体制の充実を図った。	3 8	1 6	3 8	1 6	
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知 や広報の徹底を図った。	3 8	1 6	3 7	1 5	
学校・警察連絡員の指定を行った。※注	3 8	1 6	3 8	1 6	
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	3 7	1 5	3 7	1 5	
保護者やPTAの関係団体等とともに、いじめの問題 について協議する機会を設けた。	3 7	1 5	3 7	1 5	
地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について 協議する機会を設けた。※注			3 7	1 4	
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の 関係機関と連携協力した対応を図った。	2 3	1 4	2 1	1 2	
インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果 的な対処のための啓発活動を実施した。	3 8	1 6	3 8	1 6	
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	3 8	1 6	3 8	1 6	
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ 防止等の対策のための組織を招集した。	3 7	1 5	3 8	1 6	
計	476	203	5 1 0	2 1 4	

※注 令和6年度より調査

(4) いじめ・不登校相談室から

令和6年度のいじめ・不登校相談室への年間総相談件数は165件でした。令和5年度と比べると46件減少しました。

不登校の令和6年度の相談件数は147件(小学生43件・中学生75件・その他29件)でした。令和5年度の202件(小学生86件・中学生100件・その他16件)と比べると55件、27%減少しました。学校種別でみると小学生が50%減、中学生が25%減、その他(中学校卒業生)が8%増となっています。新型コロナ感染拡大のとき、120件まで不登校の相談件数は減少しましたが、その後増加し、ここ数年は210人程度で推移していました。今年度、急に減少に転じました。理由は、はっきりしませんが、「学校へ無理に行かせない方が良い。休養が必要な時もある」との考えが広く認識され、不登校へのハードルが下がったためではないかと考えています。

小学生で最も相談件数が多かった学年は小学6年生で14件でした。小学生の 相談内容は「友達とうまくコミュニケーションがとれない」「友達ができない」 「先生が怖い」「学習についていけない」「先生からの期待が大きく負担になっ ている」「家族関係の悩み」「自分の子は発達障害ではないか」「発達障害と診 断されたが、どのように対応していったらよいか」等です。中学生で最も相談件 数が多かった学年は中学3年生で32件でした。中学生の相談内容は「スマホが やめられず生活が乱れている」「オンラインゲームに夢中になっている」「クラ スでの人間関係がうまくいかない」「勉強していたが、成績が上がらず勉強しな くなり授業についていけなくなった」等です。現在、最も注視しなければならな い保護者からの相談内容があります。それは、「休ませなければならないことは わかっているが、いつまで休ませたらよいのか」「休ませても本当に大丈夫なの か」です。将来が見通せないことへの不安です。保護者が不安を抱えていると、子 供も不安になり、その様子を見ている保護者の不安はさらに拡大するといった悪循 環に陥ります。不登校になると、学習の遅れや進路選択上の不利益等はありますが、 自立できない、幸せになれないなど将来を悲観的に考えすぎないこと、いろんな学習 の機会・方法があること、多様な進路選択があること等の話を具体的にわかりやすく 伝える必要があると考えます。

次に令和6年度のいじめの相談件数は、18件(小学生5件・中学生13件)でした。令和5年度と比べると9件増加しました。増加の原因として、インターネットの普及が関連しているのではないかと考えています。相談内容は「仲の良い友達グループから外された」「SNSに誹謗中傷を書き込まれた」「もともといじりキャラだったが、いじりがエスカレートしてつらい」等です。こうした相談を受けたとき、学校で信頼できる先生に相談するよう促しますが、「先生に相談してもしょうがない」「いじめがひどくなるから話さない」と言って先生に相談できない児童生徒がいます。相談しやすい環境づくりが重要だと考えます。

いじめ・不登校相談室は、いじめや不登校で悩んでいる児童生徒とその保護者のための相談機関の一つです。本来であれば、まずは学校内に配置されている相談員やカウンセラーが、対応することが望ましいことです。しかし、学校関係者と離れた第三者的立場の相談員の方が、遠慮なく話ができるというメリットも考えられます。相談室は、そういった背景をふまえて、今後もいじめや不登校に悩んでいる相談者への救済機関の一翼を担っていきたいと思います。

5 教育支援センターあすなろ

- (1) 春日井市教育支援センターあすなろ事業実施要領
- 1 設置の目的

春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合って 登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との有機的連携の もとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学 校教育の援助に寄与する。

2 対象者

春日井市内に在住する次の者を対象とする。

- (1) 小学校・中学校において、関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要する と認める児童生徒及びその保護者
- (2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助について依頼又は紹介された者
- (3) 小学校・中学校の児童生徒の担任等学校関係者
- 3 指導目標

不登校児童生徒が抱えている心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、 自立心・社会性の育成によって通常の学習集団への復帰を目指し、登校できるように相談・助言及び指導にあたる。

4 指導方針

- (1) 個々の児童生徒の状態と回復の状況に合った指導をする。
- (2) 児童生徒にとって自由な雰囲気のなかで、安心できる「心の居場所」をつくる。
- (3) 児童生徒の心情を共感的に受容し、人間関係・信頼関係づくりをする。
- (4) 児童生徒の生活の自立と、集団への適応を段階的に指導する。
- (5) 児童生徒の可能性を引き出し、目標に向かって努力するきっかけをつくる。
- (6) 自己回復力を発揮し、児童生徒が再登校を希望すれば、慎重な配慮のもとに 通常の学校への復帰を考慮する。
- (7) 学校・家庭・関係機関との連携と協力関係を密にし、指導する。
- 5 設置場所

春日井市柏原町1丁目97番地1 春日井市中央公民館北館2階

6 教室の休日

教育支援センターの休日は次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日まで
- 7 入級・退級の手続き
 - (1) 入級について

ア 入級希望者については、あらかじめ保護者・担任・学校長と教育支援センターあすなろ指導員の協議を経て、保護者・学校長より教育委員会へ所定の

申請書を提出する。

- イ 保護者からの直接の申し込みや関係機関からの依頼は、当該校へ連絡し手 続きをする。
- ウ 教育委員会は申し出を認めたときは、保護者及び学校長に対し承認の旨を 通知する。
- (2) 退級について

指導経過を踏まえ、関係者が協議し判断する。退級を認めたときは、教育委員会は保護者及び学校長に対し通知する。

8 運営

(1) 名称

教育支援センターの名称は、春日井市教育支援センターあすなろとする。

(2) 指導者

専任指導員 4名 (教諭経験者他) カウンセラー 1名 (非常勤)

- (3) 相談・指導内容
 - ア 教育相談・カウンセリング
 - イ 人間関係づくり
 - ウ 個人活動
 - エ グループ活動
 - 才 教科学習
 - カ 進路相談
- (4) 日課
 - ア 原則として月曜日から金曜日の週5日制
 - イ 開室時間は、午前9時から午後3時まで
 - ウ 昼食は弁当を持参
- (5) 通級
 - ア 各自で通級する。(保護者の送迎、徒歩、自転車及び公共交通機関等)
 - イ 児童生徒の状況に応じて、午前のみ、午後のみの出席も認める。
- (6) その他
 - ア 教育支援センターでの指導中、又は通級途上での事故については、日本スポーツ振興センターの給付対象となる。
 - イ 通級するときの服装は自由とする。
- 9 留意事項

業務上の秘密は厳守し、公表はしない。

附則

- この要領は、平成9年9月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 春日井市教育支援センターあすなろの概要

- 1 教育支援センターあすなろは、春日井市が設置している施設です。 その「設置の目的」は、『春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らか の心理的な理由が絡み合って登校できない児童生徒の、社会的自立及び集団 への適応並びに学校復帰を目指し、学校教育の円滑な運営に寄与する』ことで す。
- 2 あすなろでは、春日井市内に在住する次の者を対象とします。
 - (1) 小学校・中学校において関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要する と認める児童生徒及びその保護者
 - (2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助 について依頼または紹介された者
- 3 あすなろは不登校児童生徒の学校復帰を目指し、次のような目標で指導を 進めています。
- (1) 学校教育との連携の下に、保護者・児童生徒に適切な相談・助言を行い、 学校復帰及び社会的自立を図る。
- (2) 専門的なカウンセラーとも協力し、安定できる「心の居場所」づくりを目指す。
- (3) 集団への適応を段階的にすすめ、人間関係・信頼関係を養う。
- (4) 基本的な生活習慣を身につけさせ生活の自立を図る。
- (5) 可能性を引き出し、目標に向かって努力しようとする意欲を育てる。
- (6) 個々の状況を考慮しながら適切な学習や運動をすすめ、学力・体力の維持 や向上を図る。
- 4 入級生の保護者は、カウンセラーによるカウンセリング(あすなろ相談)を、 月1回程度受けることができます。また入級生は、週に一度指導員と教育相談 を行います。
- 5 あすなろに入級する場合は以下の手順となります。



- ※ 見学の申し込みや入級の申し込みは、必ず学校を通して(学校の事前の 報告を含む)行います。
- ※ 体験通級・仮入級を経た上で適切と認められる場合は、正式入級となります。

正式入級には、保護者・学校・教育委員会・教育支援センターあすなろの協議を経たうえで、書類手続きが必要です。なお、入級者の定員は20名です。

- 6 あすなろでの費用は、教材費(調理実習等)などを除き無料です。
- 7 あすなろは、午前9時から午後3時までです。また、休日や長期休業日等は、 市内公立小中学校と同様です。給食はありませんので、昼食は各自弁当を持参 します。
- 8 毎年4月は学校復帰チャレンジ期間とし、学校復帰に向けて自分にできる 最大の努力を、あらかじめ立てた計画に基づき行う期間です。
- 9 できるだけ安全な通学路を選んで通級します。自転車利用者はヘルメット を着用します。保護者による送迎、バス、JR利用などによる通級も可能です。
- 10 教育支援センターあすなろ内での活動や通級途上での事故については、各学校にて加入している日本スポーツ振興センターの給付対象となります。
- 11 指導者

指導員4名(非常勤)、カウンセラー1名(非常勤)

12 設置場所

春日井市柏原町1丁目97番地1 (春日井市中央公民館北館2階) 電話 34-8421 FAX 34-8426

13 あすなろの一日の生活

9:00—	日課	月・水・金曜日	火・木曜日
9:15 —	朝の会	ラジオ体操	本日の予定など
	1時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
9:45—	休憩		
10:00	2時間目	マイプランタイム 学習(自分の計画で)	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
10:45	休憩		
11:00	3時間目	マイプランタイム 学習(自分の計画で)	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
11:45	休憩		
12:00	昼食	昼食(弁当) 清掃	昼食(弁当) 清掃なし
13:00			

13:00 —							
13:45	4時間目	マイプランタイム 学習(自分の計画で)	ホールで運動 ※体ほぐし				
	休憩		バドミントン 卓球など				
14:00 — 14:45 —	5時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	※10月は テニス				
15:00	帰りの会	一日の反省、連絡など					
13.00							

14 あすなろの行事

始業式 (3回)

教室外活動 (2回)

レクリエーションスポーツ (2回)

調理実習(1回)

自然体験学習・野外炊飯(少年自然の家)

栽培活動 (芋づくり・芋掘り)

文化的行事(音楽鑑賞・創作活動)

七夕まつり

お楽しみ会

読書週間

何でもアピール大会

お別れ式(1回)

終業式(2回)

修了式

15 その他

学校復帰チャレンジ期間(4月)

保護者個人懇談会(臨時含)(5回)

担任の先生と指導員の懇談会(3回)

夏休み・冬休み自由通級日(中学生)

(3) 教育支援センターあすなろの通級状況

(令和6年4月~令和7年3月)

						T			1			(11	ТН О	十 4 .	万	11 J.H	7年。)/1/
			4月ャンジ期間	4月 21 日 ~	5月	6月	7月	夏休み7月	夏休み8月	9月	10月	11月	12月	冬休み12月	1月	2月	3月	学年末
開	室日数	汝	10	7	21	20	15	7	9	19	22	19	16	4	18	18	15	220
月末	在籍ノ	人数	6	6	6	5	4	4	4	7	9	10	10	10	10	12	10	10
	小学	ዾ校	2	2	2	2	2	2	2	3	4	4	4	4	4	5	5	5
在籍内訳	中学		4	4	4	3	2	2	2	4	5	6	6	6	6	7	5	5
内 訳 	新 入組	規 9生	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	2	0	8
	退級	及生	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
通級延人数	入紛	及生	7	17	45	42	144	6	10	72	144	143	114	12	133	135	108	1132
— 人 数	体駁	全	0	6	19	38	52	0	7	58	52	16	20	0	27	14	16	325
通日級平	入級	及生	0.7	2.4	2.1	2.1	9.6	0.9	1.1	3.8	6.5	7.5	7.1	3.0	7.4	7.5	7.2	5.1
一数平	体駁	全	0.0	0.9	0.9	1.9	3.5	0.0	0.8	3.1	2.4	0.8	1.3	0.0	1.5	0.8	1.1	1.5
	日平均級者合		0.7	3.3	3.0	4.0	13.1	0.9	1.9	6.8	8.9	8.4	8.4	3.0	8.9	8.3	8.3	6.6
		1年													1			1
		2年			1						1							2
	小	3年		1		1				1								3
あ	· 学 校	4年			1					2					1	1		5
すか	校	5年			1					1	1	1						4
な		6年								1					1	2	2	6
見		小計	0	1	3	1	0	0	0	5	2	1	0	0	3	3	2	21
あすなろ見学相談		1年					1						1					2
談	中学校	2年			1	1				4			1			1		8
	校	3年			1	1	1											3
		小計	0	0	2	2	2	0	0	4	0	0	2	0	0	1	0	13
	合	計	0	1	5	3	2	0	0	9	2	1	2	0	3	4	2	34

※見学相談件数 R4 43件(小26件·中17件)、R5 39件(小27件·中12件)

は中学生の自由通級期間(ただし、4/5~4/18までの学校復帰チャレンジ期間は小中学生とも通級可)

(4) あすなろ相談・連絡会の実施

① 来所相談回数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
小学	全 生	1	3	1	0	0	5	1	1	1	3	4	2	22
中等	全生	0	2	2	2	0	5	0	0	2	1	1	0	15
保護	養者	12	9	8	9	4	19	15	7	20	8	19	6	136
担	任	1	0	0	0	0	2	1	5	8	1	6	1	25
校	長	1	0	0	1	0	3	4	3	0	1	1	2	16
教	頭	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	5
養護	教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の	先生	2	0	0	0	1	1	0	3	0	2	1	2	12
その)他	8	2	3	2	0	0	2	3	1	7	1	0	29
専門	機関	2	1	0	1	0	0	0	2	2	5	5	3	21
合	計	28	17	15	15	5	35	23	25	34	28	38	18	281

※R3 317件、R4 299件、R5 297件

② 電話相談回数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
小鸟	学 生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中台	学 生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保言	蒦 者	0	5	5	4	0	7	1	2	4	4	4	0	36
担	任	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	4
校	長	3	0	1	0	0	3	1	2	0	0	0	0	10
教	頭	0	0	0	0	0	0	3	4	0	1	0	2	10
養護	教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の	先生	9	7	5	4	0	14	3	4	3	8	7	0	64
その	の他	4	2	3	2	0	0	0	1	2	1	0	1	16
専門	機関	2	1	1	0	0	0	2	0	3	0	0	2	11
合	計	18	15	15	10	0	25	11	15	12	14	11	5	151

※R3 176件、R4 170件、R5 199件

(5) あすなろ教室だより (26ページ~37ページ)

1年を振り返って あすなろ指導員

令和6年度のあすなろ見学相談件数(以下相談件数とする)は、小学生21件、中学生13件であった。昨年度と比べて小学生の相談件数は6件減少したが、例年とは異なり3学期に6年生の相談が集中した。また、電話による相談や問い合わせも多かった。不登校や相談室等で過ごしていた6年生児童の保護者は、中学校生活に大きな不安を抱えている。環境が変わる4月は、学校復帰への大きな転機となるが、その一方で復帰へのハードルは高く、期待と不安が交錯する時期でもある。あすなろでは、4月の進級に備えて、2月中旬から3月初旬にかけて、保護者懇と担任懇を連続で実施している。これらの懇談を通して、進級にあたって配慮してほしいことや支援のあり方等について情報を共有している。さらに、4月当初に在籍校訪問を実施し、新しい担任や担当者等にもそれらの情報を伝え、子どもと担任・学校が有機的なつながりを基盤とした支援のあり方について相談している。4月の新学期が学校復帰への大きな足がかりとなることを期待したい。

あすなろの見学相談では、不安を抱えている子どもが、安心して過ごすことのできる通級のあり方を提案している。特に初めての体験は「子どもにわかりやすく、優しく無理のない形で」を基本として体験を行っている。また、中学生は進路も念頭におきながら入級するメリットを伝え、子どもの意欲や考えを見極めて、早期に入級できる方向で働きかけている。その結果、継続して通級する子どもが増え、入級に至る子どもが昨年比で2倍程度に増加した。これからも子どもの特性に応じて様々な手立てを講じながら、体験・入級に対応していきたい。

最後に今後の大きな課題ではあるが、教育支援センターあすなろとして、センター的な役割を進化発展させていくためには、どのような取り組みが必要なのか、市教委を中心に「不登校対策ネットワーク会議」の参加メンバーと共に模索していきたい。

1年を振り返って あすなろ指導員

あすなろは何らかの心理的な理由で、学校へ行くことのできない子どもたちにとって重要な 役割を担っている。不登校になった原因はもとより、子どもの性格や特性は様々で、学習意欲、 家庭環境、健康状態、人との関わり方、捉え方なども異なる。そのため個に応じた支援が必要 となる。私はこの一年で、子どもへの接し方や支援の方法、自分の気持ちをうまく伝えること の苦手な子への寄り添い方など、子どもとのコミュニケーションに難しさを感じた。

あすなろに通級する子どもたちは、環境に慣れるまで時間のかかる子や、人との関わり方がわからず戸惑っている子が多い。そこで、子どもたちが安心して過ごすことのできる心の居場所づくりに努めてきた。孤立させない声かけ、わかりやすい学習支援、笑顔と笑いの多い教室環境づくりに注意を払ってきた。そのためには、指導員同士が教育相談や普段の様子、子ども同士のちょっとした関わりや変化などの情報を、常日頃から共有し、問題点を明確にすることで個に応じたより良い支援に繋げることができると感じている。

また、学習においても一人で学習を進めることが難しい子どもが多い。そこで、百マス計算や小テストを毎日行うことから学習に取り組む習慣を付けたり、一緒に学習に取り組み、励ますことで学習への意欲が高まったりする。あすなろでは学習する場と時間を確保し、子どもたち自身が自分の生活環境と進度状況に応じた学習をすることができるよう心がけている。

一年を通して、さまざまな子どもたちに出会うことができた。その子どもたちのほとんどが 出会ったときに比べて表情が明るくなり、生き生きと過ごしているように感じる。そうした変 容からも常に安心して生活のできる環境がとても大切なのだと分かった。これからも子どもた ちが安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組み、個に応じた支援を心掛けていきたい。

6 スクールカウンセラー巡回

(1) 春日井市スクールカウンセラー巡回事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市立小中学校におけるいじめ、不登校等の児童生徒の問題行動に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者(以下「スクールカウンセラー」という。)が小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な助言及び指導を行うスクールカウンセラー巡回事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

- 第2条 スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、次の業務を行う。
 - (1) 小中学校を巡回し、教職員及び保護者の相談
 - (2) 児童生徒へのカウンセリング
 - (3) 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集
 - (4) 春日井市教育委員会(以下「市教委」という。)と市教委が設置するいじめ・ 不登校相談室の相談員及び教育支援センターあすなろの指導員との連絡、調整
 - (5) 前4号に定めるもののほか、児童生徒へのカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められる業務

(任用等)

- 第3条 スクールカウンセラーは、カウンセリング等に関する相談業務に3年以上の 経験を有する者又はこれに準じる者として市教委が認める者から市教委が委嘱す る。
- 2 市教委は、スクールカウンセラーとしてふさわしくない行為があったときは、当 該スクールカウンセラーを解嘱することができる。

(勤務条件)

- 第4条 スクールカウンセラーの勤務日は、1週間につき2日以内で校長が定める。
- 2 スクールカウンセラーの週休日は、日曜日、土曜日及び校長が別に定める日とする。
- 3 スクールカウンセラーの勤務時間は、1日につき7時間以内とする。

(報酬)

第5条 スクールカウンセラーの報酬は、別に定める。

(報告)

第6条 スクールカウンセラーの巡回を受けた学校長は、巡回を受けた日の属する月 の翌月3日までに、その実績を市教委に報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は、教育長が別 に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) スクールカウンセラー相談件数

区	分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	派遣校数	28校	2 9校	30校
	児童	510件	543件	600件
小学校	保護者	691件	692件	740件
	土たり工	324件	400件	431件
	教師	※ (824件)	※ (790件)	※ (837件)
	計	1,525件	1,635件	1,771件
		(2,349件)	(2, 425件)	(2,608件)
	派遣校数	1 4校	1 4校	1 4校
	生徒	405件	369件	450件
中学校	保護者	255件	260件	273件
	李子卢正	170件	156件	163件
	教師	※ (390件)	※ (369件)	※ (445件)
	計	830件	785件	886件
	ÞΙ	(1,220件)	(1, 154件)	(1,331件)

[※] 令和3年度の調査より教師の相談については、相談と報告を分けて計上した。 上段は相談件数、下段()内は報告件数

(3) スクールカウンセラーの声

1年を振りかえって

市スクールカウンセラー

この1年を振り返って感じることは、登校しぶり・不登校の子どもたちや家族の相談が ますます増えているということです。頑張って登校しようとしても、学校に近づくと苦し くなってしまう子ども、友人関係に悩み、登校できなくなっている子ども、集団行動が苦 手で、教室で過ごすことに苦痛を感じ、自分の居場所を見つけられない子ども、朝になる と、頭痛や腹痛などの身体症状が出てくる子どもなど、さまざまな不安を訴え不登校にな っている子どもたちは決して少なくありません。また、学校で過ごす時間が好きではない けれど、何とか登校している子ども、登校しても、人の目が気になったり、まわりの音や 声が気になったりして、別室で過ごしている子ども、教室にいると疲れてしまうため、毎 日登校することが難しい子どもや母親と、一緒でなければ登校できない子どもも多くいま す。苦しんでいる子どもたちの様子を見て、さらにその子どもたちを心配し疲弊している 家族と関わり「いつまで続くのでしょうか?」という悲痛な声を耳にするたびに、SCと しての責任の重さを痛切に感じています。登校しぶりや不登校になる原因や背景は、子ど もが元来持っている性格や家庭環境、子どもを取り巻く学校環境、子ども自身の発達的な 問題等さまざま考えられますが、その中でも、最近特に発達障がいの症状で苦しんでいる 子どもや家族、発達障がいを心配している子どもや家族からの相談が多く寄せられていま す。SCは、相談に来てくれる子どもや家族がどんなことで困っているのかをきちんと見 極める目を持ち、相談者の気持ちをきちんと受け止め、真摯に向き合っていくことが大切 であることを改めて感じています。さらに、困っている子どもや家族に関わっている学校 の先生方やSSWと連携を図りながら、相談者の問題により理解を深め、より良い方向に 向かうよう支援をしていくことが必要不可欠と考えます。と同時に、つねに自己研鑽に努 めていかなければならないと思っています。

1年を振りかえって

市スクールカウンセラー

担当するすべての学校で、不登校に関する相談が最も多く、長期的に悩む事例が後をたちませんでした。ただ、悩みながらも「学校に行かない(あるいは行けない)」という状況になって初めて子どもが「ずっと苦しかった」「ずっと疲れていた」と周囲にSOSを出せたり、初めて保護者が自身の子育てや夫婦関係を振り返ったりすることも多く、それぞれの課題に向き合うには、今の状況はもしかしたら必要なことなのかもしれないと考えさせられる場面がしばしばありました。すべての事例がみな、悩みの内容も背景も異なりますが、小学校の場合は身体的な症状(お腹が痛い、頭が痛い、嘔吐など)や強迫的な症状(手をたくさん洗ってしまう、自分が汚い気がするなど)の訴えが多く、中学校の場合は行動化(リストカットやODなど)の訴えが多かったです。個人差があるのはもちろんですが、発達年齢によって言語化できない(あるいはしたくない)、悩みに無自覚な場合があることが関係しているのではないかと考えました。正解がないことや、ともすると「解決」というものがない悩みに対し、自責的にも他罰的にもならず、本人にとっての正解が何か、あきらめずに一緒に考え続ける(そしてできれば本人が言語化する)ことがSCの役割のひとつとして、今後も一緒に考えていきたいです。

7 心の教室相談員

(1) 小学校「心の教室相談員」事業の概要

1 趣旨

近年、小学校の低学年から情緒的に安定しない児童が多くなり、小学校の集団の中で対人関係に不安を抱くなど、正常に学習することが困難な児童が増えてきている。

このため、児童が悩みなどを気軽に相談でき、ストレスを和らげたり、話し相手になってくれたりする第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるような環境を提供することを目的として、小学校に「心の教室相談員」を配置する。

2 勤務条件

週3回から週5回、1回あたり3~6時間。

3 職 務

「心の教室相談員」は、校長の指揮監督のもとに次の職務を行う。

- ① 児童の悩み相談
- ② その他、学校の教育活動支援

(2)心の教室相談件数

	区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	学校数	3 7校	3 7校	3 7校	
	相談児童 (来室延べ児童数)	※ 4,378件 (32,217人)	※ 4,070件 (43,352人)	※ 5,690件 (40,065人)	
小学校	相談保護者	201件	154件	165件	
	相談教師	5 5件	6 5件	7 9件	
	計	4,634件	4,289件	5,934件	

8 保護者と学校のかけはし事業

(1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ・不登校、児童虐待、非行、発達上の問題行動など解 決困難な問題に関して、教育、福祉及び心理といった総合的なアプローチ(以 下「総合的な支援」という。)によって児童生徒が抱える問題を広い視野から捉 え、多様な職種が協力し合いながら、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支 援するために実施する「保護者と学校のかけはし事業」に必要なスクールソー シャルワーカーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

- 第2条 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒、保護者、教職員、市関係課その他関係機関等との相談を踏まえ、代弁、仲介、情報提供、調整及び連携を図るものとし、主な職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。
 - (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
 - (3) 学校内における支援体制の構築支援に関すること。
 - (4) 児童生徒、保護者、教職員等に対する相談及び支援に関すること。
 - (5) 当事業の実施に必要な教職員等への研修に関すること。
 - (6) ケース会議等での助言に関すること。
 - (7) 要保護児童対策地域協議会、庁内連携支援会議等の資料作成に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、春日井市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)が必要と認める業務に関すること。

(選任)

第3条 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があるものの中から、市教育委員会が選任し、学校教育課に配置する。

(服終)

第4条 スクールソーシャルワーカーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(学校の支援要請)

第5条 校長は、児童生徒及び保護者(以下「児童生徒等」という。)に対して総合的な支援が必要と判断したときは、スクールソーシャルワーカー又は学校教育課職員との相談を踏まえ、市教育委員会に支援を要請するものとする。

(児童生徒等の支援要請)

第6条 児童生徒等は、学校生活及び家庭生活において総合的な支援が必要であると感じたときは、通学する学校又は市教育委員会に相談することができるも

のとする。

- 2 校長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに市教育委員会に連絡するものとし、市教育委員会は必要な支援を行うものとする。 (雑則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

経緯

1 春日井市保護者と学校のかけはし事業は、平成25年7月1日から 実施しており、実践を通じて当市にふさわしいスクールソーシャルワーカーの活動内容を規定することとした。

(2) スクールソーシャルワーカー支援件数

【支援件数】 ※()内の数字は終結件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
事案件数	177件(103)	218件(119)	217件(104)		
保護者への支援	113件	152件	161件		
本人への支援	110件	157件	145件		
学校へ助言	175件	218件	203件		
計	398件	527件	509件		

- ※ 同一人物に複数回面談等をしても1回とするとともに、事案件数に係る支援者は保護者・本人・学校と複数にまたがることから、1事案で支援する対象者の実数を計上している。
- ※ 終結件数には、事態が好転し、スクールソーシャルワーカーが見守り、経過 確認のみ行う事案も含む。

【支援内容】

内 容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不登校に関すること	107件	125件	118件
いじめに関すること	3件	4件	3件
暴力行為	8件	12件	5件
虐待	2 1 件	29件	20件
いじめを除く友人関係	8件	2 3 件	17件
暴力行為を除く非行・不 良行為	5件	9件	4件
虐待・貧困を除く家庭環 境の問題	9 9 件	123件	116件
教職員等との関係の問題	2 3 件	30件	19件
心身の健康保健に関す る問題	3 4 件	28件	36件
発達障がい等に関する 問題	38件	6 3件	5 3件
貧困の問題	9件	6件	4件
ヤングケアラー	4件	8件	2件
その他	7件	5件	3件
<u>≅</u> †	366件	465件	400件

[※] 複合する支援あり

9 教育相談等一覧

(令和7年4月1日現在)

		(11)1	7年4月1日現住)			
相談名	内容	日時	場			
いじめ・不登校 相談室	小中学校のいじめや不登校等 に関する相談	毎週月~金曜日 午前9時~正午、 午後1時~午後4時	中央公民館内 34-8400			
教育支援センター 「あすなろ」	児童生徒の学校復帰を図るた めの指導・援助機関	毎週月~金曜日 午前9時~午後3時	中央公民館内 34-8421			
+□⇒/<	が 法応えい たま のし 田よん フ	月2回(木曜日) 午後1時30分 ~午後5時15分	中央公民館内 33-1114			
相談室「ひまわり」	発達障がいをもつと思われる りり」 児童生徒の相談	月1回(月曜日) 午前9時~正午	藤山台中学校 カウンセリングルーム (申し込み、問い合わせは 教育研究所)			
家庭児童相談	児童生徒の心身発達、生活習慣、学校生活、家族関係について	毎週火・木・金曜日 午前9時~正午、 午後1時~午後4時 (面接相談は要予約)	総合福祉センター 84-4600			
子ども・若者総合 相談 (電話・面接)	勉強や進学、就職に関する相 談や、ひきこもり・ニート等 社会生活を営む上で困難を有	毎週月〜土曜日 午後3時〜午後7時 (面接相談は要予約)	市役所内相談電話 82-7830			
子ども・若者総合 相談 (Eメール)	する子ども・若者への支援に ついての相談	24 時間受付(返信は上記の電話相談の時間内) s-soudan@city.kasugai.aichi.jp				
少年相談	犯罪被害や非行からの立ち直 りなどで悩みを持つ少年と保 護者に対する相談	毎週月~金曜日 午前9時30分~ 午後5時	少年サポートセンター 春日井 市役所南館1階 56-7910			
女性の悩み相談	家族のこと、職場の人間関係、性別による差別的取り扱いなどの不安や悩み事についての相談	毎週火〜金曜日 午後1時〜午後4時30分 (面接相談は要予約)	レディヤンかすがい 85-7871			
あゆみ相談(面接のみ)	子どもの成長や発達に関する 相談 (相談場所・時間は応相談)	月〜金(春日台特別支援学校) 火〜金(総合福祉センター)	予約(春日台特別支援学校) 41-8751			

令和6年度 春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

編集・発行 令和7(2025)年6月

春日井市教育委員会 学校教育課

₹486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6444